2021 年 11 月 29 日 全国私立学校教職員組合連合(全国私教連) 中央執行委員長 山口 直之

私立高校生の学費滞納・中退割合は過去最低に コロナを理由とする滞納・中退も調査

···2021 年 9 月末(半年間)の私立中高生の学費滞納と経済的理由による中退調査のまとめ···

1. 調査の目的

今回の調査は、2021 年度上半期(4月~9月末)に、私立高校・中学校で学費を3ヶ月以上、また6ヶ月以上滞納している生徒数とその状況、及び同期間に経済的理由で私立高校・中学校を退学(学費未納による除籍を含む)した生徒数とその具体的な状況の調査です。

2020 年 4 月から開始された国の就学支援金制度の拡充と、それに伴った各自治体での減免制度の変更が 私学で学ぶ高校生にどれだけの効果をもったのかについての検証と、引き続いている新型コロナウィルス感染 症の学費負担への影響を滞納・中退の面から調査することを目的に実施しました。

私立中高に学ぶ生徒の学習権を守り、私立高校生の学費無償化に向けて必要な措置を国及び地方自治体に要請していくために、1998年度以来毎年同様の調査を行っており、今回が24年目の調査になります。

2. 調査対象の期間

2021年4月1日から9月末現在の3ヶ月及び6ヶ月以上の学費滞納と、4月以降に経済的理由で中途退学した生徒について調査しました。

3. 調査方法

調査方法は、別紙調査用紙を本組合の各県組織を通じて加盟校(590 校)を中心にして配布し、組合が学園の協力を得て調査し、調査用紙を本部に FAX し集約しました。未加盟校で協力してくださる学校もあります。

4. 回答状況

- ・回答があったのは 34 都道府県の私立高校 347 校 (在籍生徒数 285,848 人)、私立中学校 23 都道府県 170 校 (同 69,497 人)です。
- ・回答のあった学校数は、全国の私立高校(全日制)1,294 校の 26.8%、私立中学校 778 校の 21.9%です。回答校の在籍生徒数は全日制私立高校生 1,002,199 人の 28.5%、私立中学校 245,249 人の 28.3%です。

※全国の私立学校数・生徒数は文部科学省「令和3年度学校基本調査(速報値)」による

5. 調査結果について

- (1)私立高校で3ヶ月以上の学費滞納生徒の割合は昨年度の 0.52 パーセントからさらに下がり、0.50 パーセント と過去最低になりました。
 - ① 9月末での3ヶ月以上の学費滞納生徒は、私立高校は回答のあった347校中222校(64.0%)に1,432名いました。昨年の1,407名を上回っていますが、これは調査対象校数、調査対象生徒数が増加したことによると考えられます。そのため3ヶ月以上の学費滞納生徒数の割合は全調査生徒数の0.5%でした。5年連続して1%を切るとともに、昨年を0.02%下回り過去最低の割合になりました。滞納生徒数を調査校数で除した1校平均(調査校333校)では4.13名となり、これも昨年を0.1名下回りました。

② 1 校で 3 ヶ月以上の滞納が 10 名以上いる高校は 36 校(10.4%)あり、うち20名以上が 11 校、30名以上が 6 校、40名以上が3校となっています。 昨年 5 校、一昨年10校あった3ヶ月以上の滞納50名以上の学校は 1 校のみとなり、50 名が最大人数となっています。

また、3ヶ月以上の学費滞納生徒がいないと回答した高校は125校(36.0%・昨年度は126校)ありました。

- ② 6ヶ月以上(2021年4月以降またはそれ以前から)学費を滞納している私立高校生は、118校(昨年110校)に409名(全調査生徒の0.14%・昨年0.17%)おり、6ヶ月以上の学費滞納生徒数も過去最低になっています。 最も長期間にわたる滞納は全日制で23ヶ月(一昨年・1 学年の10月以降)滞納の生徒が1名いました。狭域制通信制で35ヶ月滞納の生徒がいました。
- ③ 2021年4月以降9月末までに経済的理由で私立高校を中退した生徒は8都府県10校に10名おり、割合としては調査対象生徒数に対し0.0035%で過去最低となりました。

【私立高校9月末での3ヶ月以上、6ヶ月以上の学費滞納生徒数と経済的理由による中退生徒数の推移】

	3か月以上 滞納生徒数	同割合	6ヶ月以上 滞納生徒数	同割合	9月末経済的 中退生徒数	同割合	
2021	1,432	0.50%	409	0.14%	10	0.0035%	
2020	1,407	0.52%	461	0.17%	13	0.0048%	
2019	2,010	0.87%	629	0.27%	20	0.0086%	
2018	2,189	0.88%	746	0.30%	14	0.0057%	
2017	2,614	0.97%	779	0.29%	17	0.0063%	
2016	2,442	0.89%	667	0.24%	28	0.010%	
2015	2,835	1.09%	835	0.32%	32	0.012%	
2014	2,812	1.07%	751	0.28%	32	0.012%	
2013	2,691	1.16%	731	0.31%	34	0.014%	
2012	3,657	1.31%	950	0.34%	38	0.013%	
2011	3,747	1.36%	1,132	0.41%	58	0.02%	
2010	4,203	1.54%	1,445	0.53%	101	0.04%	
2009	4,587	1.70%	1,260	0.47%	149	0.06%	
2008	3,208	1.47%	956	0.44%	103	0.05%	

(2)コロナ禍の私立高校生への影響

- ① コロナ禍を理由とする高校での学費滞納生徒数は 14 都府県 45 校に 87 名でした。昨年の 12 都府県 43 校 71 名から微増しています。この 87 名は調査生徒の 0.03% (昨年同率) です。滞納生徒における割合は 6.07% (昨年 5.04%) で、コロナ禍が理由となっている生徒の割合が微増しています。
- ② 事例集に現れたコロナ禍の私立高校生の学費負担への影響
 - ・ コロナ禍の影響で、学費滞納の家庭は増えた。収入が減少し、家計急変で補助金を申請した家庭もあった。 また転職したと報告があった場合もあった。 (青森)
 - ・ コロナ禍の影響で、教材費の分割払いの希望者が増えている。各学年で 10 人ほどがいる。(神奈川)
 - ・ 本校では経済的な困窮による中退者はいないが、単身世帯を中心に困窮する家庭やコロナ禍の影響により 家計が急変する家庭は増加傾向にある。その中でも今日では「低所得世帯」に限りなく近い「中所得世帯」の 教育費負担が問題となっている。(神奈川)
 - ・コロナ禍において、自営業の保護者を中心に経済的にきびしいとの申し出があり、学費滞納が少しずつあら われている。(熊本)

(3)私立中学での滞納割合は過去最低、退学者数も過去最低

- ① 私立中学校で3ヶ月以上の学費滞納生徒は48校(回答した学校の28.2%)に85名(昨年52校に86名)おり、昨年を下回りました。調査した生徒に占める割合は0.12%(昨年0.13%)で過去最低となりました。
- ② 私立中学校で6ヶ月以上の学費滞納生徒は23校に35名います。2017年47名、2016年45名から2018、2019年と26名に減少しましたが、2020年29名、さらに今年35名に増加しています。
- ③ コロナ禍を理由とする中学での学費滞納生徒数は8都府県14校(回答した学校の10.6%)に18名(昨年11校に18名)でした。調査対象生徒数に対する割合は、0.03%と高校生と同じ割合でした。また滞納生徒数における割合は21.2%で昨年の21.0%よりも0.2ポイント上昇しています。

【私立中学校での9月末での3ヶ月以上の学費滞納者数と経済的理由による中退者数の推移】

	調査	調査	3か月以上滞納		同割合 (%)	9月末での	同割合(%)	
	校数	生徒数	学校数	生徒数	(滞納生徒数/調査生徒数)	中退生徒数	(中退生徒数/調査生徒数)	
2021	170	69,497	48	85	0.12	5	0.007	
2020	170	67,803	52	86	0.13	10	0.01	
2019	114	40,374	44	65	0.16	7	0.02	
2018	117	42,932	45	98	0.23	2	0.005	
2017	139	52,602	65	130	0.25	2	0.004	
2016	138	52,550	67	148	0.28	8	0.02	
2015	125	44,524	54	127	0.29	5	0.01	
2014	125	51,015	59	108	0.21	7	0.01	
2013	100	39,016	51	119	0.31	2	0.01	
2012	151	63,122	81	217	0.34	5	0.01	
2011	145	56,794	58	152	0.27	9	0.02	
2010	144	54,822	71	196	0.36	12	0.02	
2009	134	52,279	77	304	0.58	6	0.01	
2008	121	47,456	68	208	0.44	11	0.02	

(4)「制度改善要望」「コロナ禍の影響」についてのアンケート結果

① 現行の就学支援金制度についての改善要望について、アンケートを実施しました(一答選択)。回答の 多かった順に並べると

「年収590万円未満世帯への補助対象の入学金・施設設備費等までの拡大」 …87

「加算支給対象世帯基準を年収590万円以上へ拡大」 …86

「その他」 …22

「国の制度としての「入学金補助」の創設」 …17

②「その他」として上がっている制度改善要望は、

「公立と同じになってほしい」(山形)

「授業料」名目以外の校納金も補助対象にしてほしい」(宮城)

「加算支給額を私立高校授業料の直近の全国平均額とする」

「京都府在住で大阪の学校に通うと京都府の補助がでない(逆もそうです)」のように住んでいる都道 府県外の学校に通うと補助が出ない地方自治体の条例を許さないようにしてもらいたい」(京都)

 $\cdots 24$

③ 狭域制の通信制高校から「全日制と通信制の格差をなくしてほしい」の要望が出ています。

④ 生徒(家庭)の学費負担における「コロナ禍の影響」について尋ねました(複数選択制) 「学費滞納者の増加につながった」 …

「学費滞納者の増加につながった」 …63 「学費納入への影響は免れているが、家計の困難からアルバイトをする生徒が増加」 …55

「学費納人への影響は免れているが、家計の困難からブルハイトをする生徒が増加」 …55 「学費納入への影響は免れているが、進路変更の相談が出ている」 …32

「経済的理由による中退者が出た」 …4

「学費納入への影響は免れているが、部活動を退部する生徒が増加している」 …4

「その他」 …68→事例集参照

無回答155

6. 調査結果の分析

(1)私立高校生の学費滞納・中退が過去最低になったことについて

- ① 2020 年 4 月から国の就学支援金が拡充され、年収 590 万円までの世帯の私立高校生に年額 396,000 円 (月額 33,000 円)が給付されるようになりました。昨年、コロナ禍による経済停滞が、私学の学費負担へ影響することが懸念されましたが、滞納率や経済的理由による中退率が大きく減少し、国の制度拡充が一定の歯止めとなったことは間違いありません。また国の拡充に沿って独自制度を拡充した自治体も出て、年収 700 万円までの世帯に補助制度がある自治体が 23 都府県と約半数になったことの影響も大きいといえます。
- ② 今年度になって、コロナ禍の影響が大きく出てくることが予想されましたが、調査対象校、生徒数が増加したにもかかわらず、滞納率が昨年を下回る結果となったことは、2020年からの制度拡充が学費負担を軽減させた効果が大きかったことを示しているといえます。

(2)さらなる制度拡充の必要性

- ① 生徒(家庭)の学費負担における「コロナ禍の影響」のアンケートの回答で、「学費滞納者」の増加につながった という実感が回答される中、学費納入への影響は免れているとはいえ、家計困難からアルバイトをする生徒が 増加し、進路変更の相談が出ている現状があります。高校生が安心して学校生活に打ち込むことができない状 況であるといえます。
- ② 全国の滞納率(滞納生徒数/調査対象全生徒数)は、0.50%でした。この 0.50%を上回る自治体は 岩手 1.46%、岡山 1.32%、青森 1.31%、兵庫 1.29%、宮城 1.13%、北海道 0.76%、新潟 0.72%、熊本 0.68%、 大阪 0.65%、高知 0.62%、千葉 0.60%、山形 0.58%、神奈川 0.57% となっています。
- ③ これらの自治体の中には、私立学校へ通う生徒の家庭の年収が低いという課題を抱える自治体があります。こうした自治体では、コロナ禍をはじめ地域の経済の問題が反映しているといえます。 また、自治体独自制度が年収 700 万円まで届かず、あるいは年収590万円以上の自治体独自減免制度がない県が含まれています。
- ④ 国の就学支援金制度の対象が授業料に限られていることを土台にし、自治体の独自制度も対象を授業料に限る場合が多くあり、施設設備費の負担が20万円を超える自治体で滞納が多くなっています。
- ⑤ 2020年からの制度拡充の年額 39 万 6000 円は、私立高校授業料の 2018 年度の全国平均額です。2020 年度の全国平均額は 43 万 3991 円で、約 3 万8000円の差になっています。
- ⑥ こうした点から、国の制度拡充が求められます。

7. 私たちの要求と今後の取り組みについて

【国に対して】

- (1) 就学支援金制度の 590 万円未満への給付額 (396,000 円) について、給付額を前年度の私立高校授業料の平均額を参考に毎年度増額変更すること。
- (2)対象世帯の拡大(例えば590万円から609万円とし私立高校生の半数を対象とすることなど)

- (3) 入学金補助制度を創設すること。
- (4) 私立小中学生への就学支援実証事業を継続事業とし、制度的に拡充すること。
- (5) 就学支援金、奨学給付金の申請、給付についての事務手続きを簡素化するとともに、事務手続きに 関する補助を増額すること。また、マイナンバーの取扱いについて必須条件化はおこなわないこと。

【自治体に対して】

- (6) 自治体単独加算制度を、590万円で生まれる「ガケ」(国の制度が590万円までが396,000円であり、その次の910万円までが118,800円になることで生まれる崖)の解消に向けて、自治体独自の制度をつくること。自治体独自の減免制度を国が「中所得世帯」としている910万円未満世帯まで拡大すること。
- (7) 「家計急変世帯支援制度」を手厚くするなどして学費の滞納が中退につながらないよう措置を講じること。制度について県民への告知とともに、学校と連絡を密に取り、そうした生徒がいた場合には学校と行政とが一体になった救済策を講じること。
- (8) 一度学費の納入を義務付ける還付制の学校がある一方で、支援金や減免補助金が入るまで学費納入 期限を猶予する学校も多いなか、就学支援金や各県減免が学校に入るまでの学生生徒納付金のつな ぎ融資制度を都道府県として創設・拡充すること。
- (9) 自治体支援額の一部を学園負担にする制度がのこる6県は直ちにこの制度を廃止すること。 「自治体負担の一部を高校側にも負担いただく」として低所得世帯への自治体支援額の一部(10% ~33%)を学校負担としている自治体が6県(宮城県、茨城県、栃木県、佐賀県、熊本県、宮崎県) あります。この学校負担制度は低所得世帯の生徒を入学させた学校への自己責任とも受け取れる制度であり、本来の制度の趣旨とは大きくかけ離れたものです。
- (9) 私立小中学生への都道府県独自の就学支援事業を創設、拡充すること。
- (10) 就学支援金、自治体減免制度、奨学給付金の申請、給付についての事務手続きを簡素化すること。

【学校に対して】

- (11) 経済的に学費納入が困難な生徒へ、学校としての支援制度を創設・拡充すること。
- (12) 学費滞納や家庭の状況について担任や事務任せにせず、相談できる人員を配置すること。

以上

私立高校生・中学生の本年度上半期での学費滞納と経済的理由による中退調査(1998年~2020年9月)

		1	1	一切での子真が				1	:	1
1000/50 5 5	県数	学校種		生徒数					1校当中退数	
1998年8月末	26	高校	180校	210,548名	2,986名	1.42%	16.5名	191名	1.06名	0.09%
1999年8月末	30	髙校	268	278,522	3,727	1.34%	13.9	114	0.43	0.04%
		中学校	90	37,995	242	0.64%	2.7	3	0.03	0.01%
2000年9月末	25	髙校	257	261,532	3445	1.32%	13.4	164	0.64	0.06%
2000 031310		中学校	98	40,748	180	0.44%	1.8	2	0.02	0.0049%
2001年9月末	28	髙校	257	256,545	3479	1.36%	13.5	153	0.60	0.06%
2001年9万米	40	中学校	96	38,509	216	0.56%	2.3	6	0.06	0.02%
0000555	25			226,850		1.40%		127	0.54	0.06%
2002年9月末				38,722						0.00%
_				232,855					0.59	
2003年9月末	27			36,849						0.02%
				152,516			16.8			0.08%
2004年9月末	24			24,550					İ	<u> </u>
									I	
2005年9月末	23	}	***************************************	163,932	} }	1.60%		[0.44	
				28,058						0.02%
2006年9月末	23		1	168,666		·	14.7	<u> </u>	†	0.05%
				28,049					I	
2007年9月末	28	高校		209,469		1.54%			0.60	
				36,735					1	0.01%
2008年9月末	28	高校	265	218,727	3,208	1.47%	12.1		0.39	0.05%
		中学校	121	47,456	208	0.44%	1.7	11	0.09	0.02%
2009年9月末	32	髙校	328	269,952	4,587	1.70%	14.0	149	0.45	0.06%
		中学校	134	52,279	304	0.58%	2.3	6	0.04	0.01%
2010年9月末	33	高校	332	273,370	4,203	1.54%	12.7	101	0.30	0.04%
2010 0717/4	- 00	中学校	144	54,822	196	0.36%	1.4	12	0.08	0.02%
2011年9月末		髙校	320	276,520	3,747	1.36%	11.7	58	0.18	0.02%
2011年9月末	33	中学校	145	56,794	152	0.27%	1.1	9	0.06	0.02%
9019Æ0 H ±	32	高校		279,302					0.11	
2012年9月末				63,122				}	i .	
		3	1	231,837		1.16%		1	0.13	
2013年9月末	33	中学校		39,016						0.01%
_				263,413			9.0		0.10	
2014年9月末	30	中学校			108				0.06	
		高校			2,835	1.09%	9.55		0.00	0.01%
2015年9月末	33	中学校		44,524		0.29%			0.04	
2016年9月末	34	高校	310			0.89%	7.88	28	0.09	0.01%
		中学校		52,550						0.02%
2017年9月末	34	高校		270,600		0.97%	8.7			0.01%
		中学校		52,805					0.01	
2018年9月末	32	高校		247,489		0.88%	7.5		0.05	0.01%
		中学校		44,298						0.01%
2019年9月末	30	高校	273	232,565	2,019	0.87%	7.4	20	0.07	0.01%
		中学校	119	40,374	65	0.16%	0.55	7	0.06	0.02%
2020年9月末	33	高校	333	269,852	1,407	0.52%	4.23	13	0.04	0.005%
		中学校	170	67,803	86	0.13%	0.51	10	0.06	0.01%
2021年9月末	34	髙校	347	285,848	1,432	0.50%	4.13	10	0.03	0.003%
		中学校	170	69,497	85	0.12%	0.50	5	0.03	0.007%
※ 9月末調査は3ヶ月以上の滞納生徒数を、3月末調査は経済的理由での中退生徒数を中心に調査しています。										

^{※9}月末調査は3ヶ月以上の滞納生徒数を、3月末調査は経済的理由での中退生徒数を中心に調査しています。

[※] 滞納生徒数は3ヶ月以上の学費滞納の生徒数です。